

鳥取市補助金カルテ

NO.	323	担当課	国府町総合支所地域振興課	外線	0857-30-8652
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	国府フィッシングフェスタ実行委員会補助金				
概要	国府フィッシングフェスタ実行委員会が実施する「国府フィッシングフェスタ」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在型観光の推進				
創設年度	H4	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	国府フィッシングフェスタ補助金					
R7予算	1,770千円					
R7予算 積算根拠	補助金額＝事業総額－（事業収入見込＋助成金＋協賛金（積立金））			過去実績	件数	決算額（千円）
				R6（見込）	1	1,995
				R5	1	0
				R4	1	0
				R3	1	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	国府フィッシングフェスタ実行委員会
交付要件	実行委員会の運営に要する経費（寄附金等の特定財源を除く）
対象経費	魚の放流に要する経費、会場設営費、事業運営費等の実行委員会の運営に要する経費（寄附金等の特定財源を除く）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	4-2 実行委員会を構成する各種団体との連絡調整を行ううえで、支所が事務局を担うのが最も合理的である。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	令和7年度の記念大会をもって本事業は廃止
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	令和7年度末で廃止。補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	324	担当課	国府町総合支所地域振興課	外線	0857-30-8652
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市文化芸術事業に関する補助金（万葉集朗唱の会開催費）				
概要	万葉集朗唱の会実行委員会が実施する「万葉集朗唱の会」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2302）文化財の保存・整備による「まちづくり」資産の形成				
創設年度	H16	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	万葉集朗唱の会開催費					
R 7 予算	1,500千円					
R 7 予算 積算根拠	対象経費 1,560千円(事業費)－60千円(補助金以外の収入)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	1,500
				R 5	1	1,500
				R 4	1	1,240
				R 3	1	186
補助率・補助額		10分の10		上限額 設定なし		
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市因幡万葉歴史館万葉集朗唱の会実行委員会				
交付要件	・市内に主たる事務所または活動の拠点を有し、団体の構成員に市民が過半数を占めると認められること。・団体の規約を有し、かつ、その代表者の氏名及び住所が明らかであること。・事業を実施するに当たり、明確な会計経理がなされ、またはなされると認められること。・事業実績があり、または事業が完遂できると認められること。				
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、文化団体組織育成補助、助成費、その他補助事業に実施に必要と認められる経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	5
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。 2-9 万葉文化を次世代に継承していく事業のため目標設定は困難である。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	他のイベントとの調整、集客効果の見直しとともに、事業精査を行い必要な支援を行う。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	325	担当課	国府町総合支所地域振興課	外線	0857-30-8652
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市文化芸術事業に関する補助金（こくふまつり開催費）				
概要	鳥取市東商工会青年部が実施する「こどもまつり」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2302）文化財の保存・整備による「まちづくり」資産の形成				
創設年度	S44	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	こくふまつり開催費					
R 7 予算	470千円					
R 7 予算 積算根拠	対象経費 750千円(事業費)－280千円(補助金以外の収入)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	357
				R 5	1	1,699
				R 4	1	465
				R 3	1	409
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市東商工会青年部				
交付要件	・市内に主たる事務所または活動の拠点を有し、団体の構成員に市民が過半数を占めると認められること。・団体の規約を有し、かつ、その代表者の氏名及び住所が明らかであること。・事業を実施するに当たり、明確な会計経理がなされ、またはなされると認められること。・事業実績があり、または事業が完遂できると認められること。				
対象経費	需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、)役務費(通信運搬費、保険料)委託料(会場設営費、警備委託、)				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 地域間交流、文化活動の活性化を図る事業内容の見直しを行っている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	令和6年度の事業精査により縮減を行っているが、引き続き事業内等容の見直しを図り効果的な運用を行う。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

N0.	326	担当課	国府町総合支所地域振興課	外線	0857-30-8652
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市国府地域花づくりと緑化推進支援事業補助金				
概要	国府地域において国府町内の団体等が行う花づくり活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	R5	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	国府地域活性化推進事業費					
R7予算	144千円					
R7予算 積算根拠	8千円×18団体			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	11	88
				R5	14	112
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	8千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市国府町内の地区、自治会又は各種団体				
交付要件	鳥取市国府町内の地区、自治会又は各種団体				
対象経費	・花の種、花の苗及び球根の購入費用 ・土及び肥料の購入費用 ・プランターの購入費用等				
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。				
実績確認	申請書に添付の領収書等で確認。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	事業成果を踏まえ、事業の継続について検討を行う。
審査／行財政改革課	適切
意見	令和7年度末で廃止。